

許可番号 00920013425

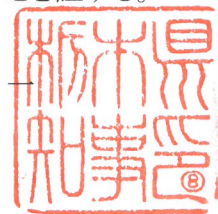
## 産業廃棄物処分業許可証

住所 群馬県前橋市天川大島町三丁目33番地の5

氏名 小幡解体興業 株式会社  
代表取締役 貫井 雅人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富



許可の年月日 令和 4(2022)年 6月23日

許可の有効年月日 令和 9(2027)年 6月22日

## 1. 事業の範囲

## (1) 営業の種別

中間処理(破碎)

## (2) 取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨)

## ① 破碎に係るもの

・がれき類(破碎することにより再生利用できるものに限る。)



## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 移動式破碎施設

① 設置場所：宇都宮市の区域を除く栃木県内の排出事業場内に限る。(駐機場：群馬県渋川市半田字元中島2771番1 他)

② 設置年月日：令和 3(2021)年 4月15日

## ③ 処理能力：

・がれき類(破碎することにより再生利用できるものに限る。) 1,760.0000 t/日 ( 176.0000 t/時)

④ 許可年月日：令和 3(2021)年 3月11日

⑤ 許可番号：317-1

## 3. 許可の条件

施設の稼働に伴う騒音、振動については、敷地境界において、騒音規制法、振動規制法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例等による規制基準を遵守すること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 令和 4(2022)年 6月23日

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有(無)

取扱窓口

県南環境森林事務所

(教示)

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、栃木県知事に対して審査請求をすることができます(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。